

各 位

埼玉労働局労働基準部長



令和 3 年度 埼玉年末・年始無災害運動の実施について（改めての要請）

日頃より労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記埼玉年末・年始無災害運動につきましては、令和 3 年 11 月 25 日付で
埼玉労働局長よりご案内申し上げ、貴会会員等に対する周知をお願い申し上げ
たところです。

しかしながら、本運動期間である 12 月に入り、死亡労働災害が 2 件（製造業、
建設業）で発生し、また、休業 4 日以上之死傷災害全体も新型コロナウイルス
関連を含み、増加傾向が続いている状況にあります、

この事態に鑑み、より一層労働災害防止へのお取り組みをいただきたく、下
記事項について貴会会員事業場への周知、ご指導を賜りますよう、改めてお願
い申し上げます。

記

- 資料 1 年末年始無災害運動を実施（埼玉労働局）
- 資料 2 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため
～取組の 5 つのポイント～を確認しましょう
- 資料 3 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェ
ックリスト
- 資料 4 エイジフレンドリーガイドライン
（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）
- 資料 5 STOP 転倒災害 3 つの転倒予防
- 資料 6 職場での腰痛を予防しましょう
- 資料 7 はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう
- 資料 8 交通労働災害を防止するために
- 資料 9 年末年始無災害運動（中央労働災害防止協会）

※上記資料は、こちらの埼玉労働局ホームページアドレスからダウンロードできます。
([https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/
jigyounushi.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/jigyounushi.html))



非常事態

年末年始無災害運動期間中に 死亡災害発生！！

災害の概要

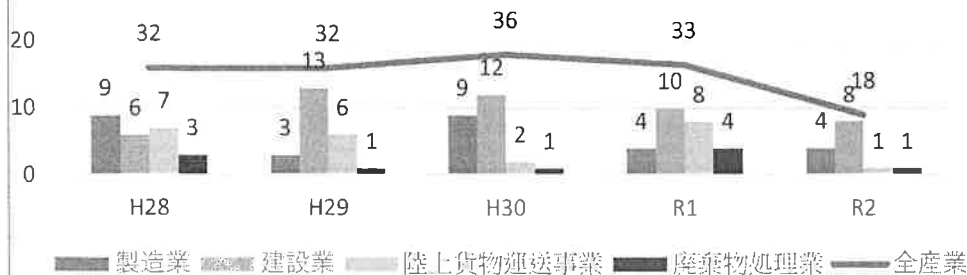
12月に入ってから、製造業と建設業で死亡災害が発生し2名の方が亡くなっています。

製造業の災害：1名の作業員がクレーンで金枠（約2t）を移動させていたところ、金枠が落下して同作業員が下敷きとなったもの。

建設業の災害：脚立の下から2段目に立って作業していたところ、バランスを崩して転落し、後頭部を強打したものの。

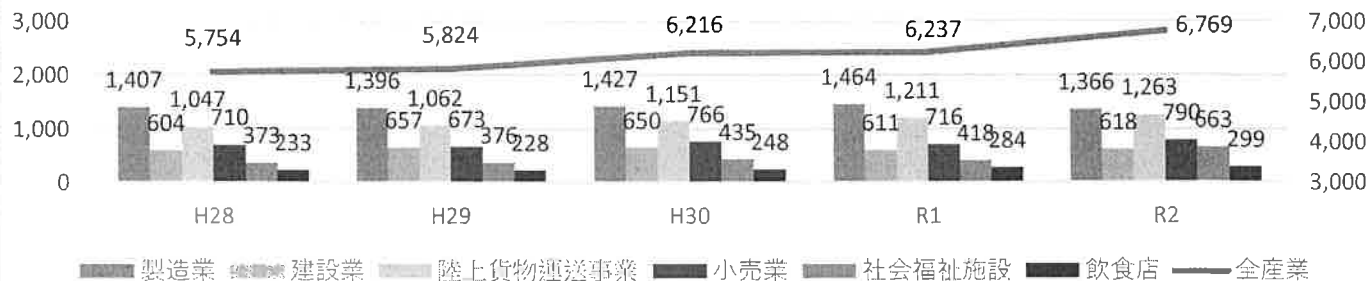
労働災害発生状況

労働災害による死亡者数の推移

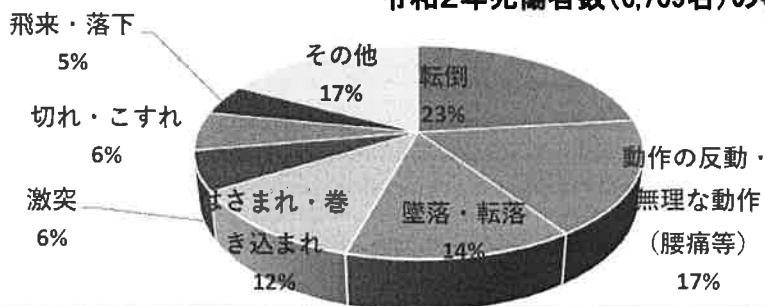


平成28年から令和2年の労働災害の推移を見ると、死亡者数は減少傾向にあるものの、死傷者数は増加傾向が続いています。令和3年においても同様の傾向が続いており、12月の前年同期比で死亡者数は4名増(+22%)となっています。

労働災害における死傷者数の推移



令和2年死傷者数(6,769名)の事故の型別分類



休業4日以上死傷災害について、事故の型別で見ると、「転倒」と「動作の反動・無理な動作(腰痛等)」で全体の40%を占めています。建設業、陸上貨物運送事業においては、「墜落・転落」が最も多く発生しています。

労働災害ゼロの職場をめざしリスクアセスメントの実施を徹底しましょう！

事業場では、**墜落転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害、交通事故、転倒災害**の防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！



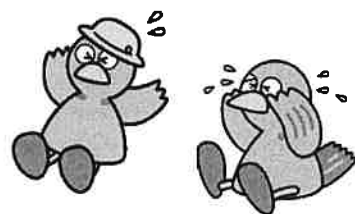
4つの重点

墜落・転落災害

はさまれ・巻き込まれ災害

交通事故

転倒災害



埼玉県のマスコット「コバトン」

詳しくは裏面をご覧ください

転倒災害防止対策



- 1 4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、また、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したものを着用し走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。⇒スタッドレスタイヤの装着を。

墜落・転落災害防止対策

- 1 高さ2メートル以上の場所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し墜落制止用器具(安全帯)を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短期間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱(安全ブロック)を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用し墜落制止用器具(安全帯)の使用に努めましょう。*脚立についても3点支持で使用しましょう。



はさまれ・巻き込まれ災害防止対策



- 1 機械に身体が入らないよう囲い、覆い等を設け、安全装置については有効に機能するよう保持しましょう。
- 2 点検、修理、掃除、調整等を行う場合には、機械を停止し、施錠・表示板等により不用意に他の者が作動させることを防止する措置を講じましょう。
- 3 使用する機械に応じて危険予知訓練及び安全衛生教育を実施・徹底しましょう。

交通労働災害防止対策

- 1 安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の管理者を選任するとともに、その役割、責任や権限を定めて、労働者に周知しましょう。
- 2 適正な労働時間等の管理と走行管理を行うとともに自動車運転者の改善基準を守って、十分な睡眠時間を確保しましょう。
- 3 乗務開始前に点呼を実施し、疾病・疲労・飲酒状況等の健康状態を確認しましょう。
- 4 事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、適切な荷役用具等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。



「無災害記録認証制度」「建設事業無災害表彰制度」について

「無災害記録認証制度」は、一定期間、労働災害を発生させることがなかった事業場に対する記録認証であり、また、「建設事業無災害表彰制度」は、全工期を通じ、労働災害を発生させることがなかった建設事業場に対する記録認証であり、共に、事業場からの申請に基づき、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名で授与されます。詳しくは埼玉労働局ホームページをご覧ください。



「埼玉 無災害記録」又は「埼玉 建設無災害表彰」

検索